

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(二件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…一
- 森林法第百八十九条の揭示(二件)……………(産業労働局農林水産部森林課)…二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…三
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)…四

告示

●東京都告示第千六百八十八号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十七年十一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量及び四級基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区有明一丁目及び有明二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月十六日から平成二十八年三月十一日まで

●東京都告示第千六百八十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十七年十一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区三番町地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月九日から同年十二月二十五日まで

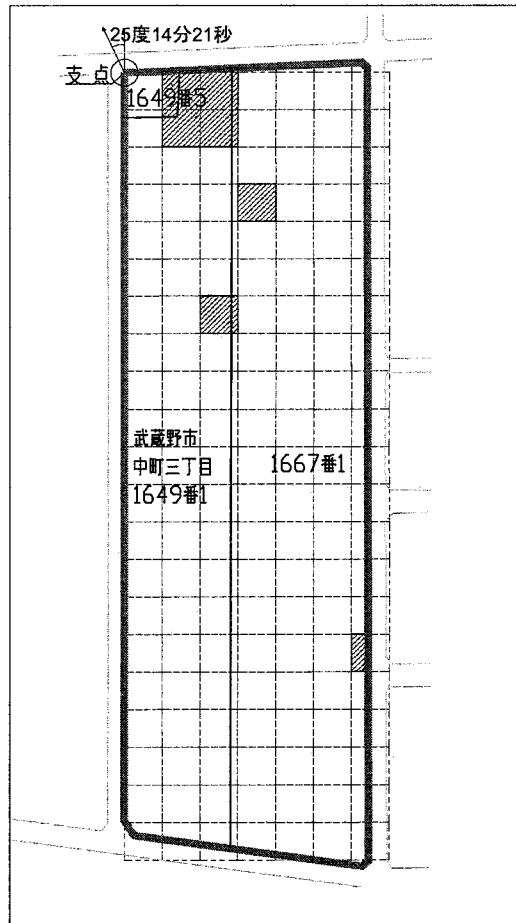
●東京都告示第千六百九十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十七年十一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

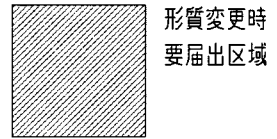
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(武蔵野市中町三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界



【支点】

支点は、武蔵野市中町三丁目1649番5の最北端とする。

【格子の回転角度(25度14分21秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十六日

東京都知事 舛添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	揭示場所
西多摩郡奥多摩町境字三の木戸二五〇番一	武田章平	奥多摩町役場

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千三百五十六号のとおり。

●東京都告示第千六百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明

明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市沢井三丁目五五四番一	藤野哲治	青梅市役所
青梅市沢井三丁目五六三番	菊池知子	
青梅市梅郷一丁目二〇四七番イ	森田信一郎	

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千三百九十八号のとおり。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に

関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リビングジャパン協会

三 代表者の氏名

青木 隆治

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区湊一丁目二番十二号 センタービル

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人を含めた日本市民および在住外国人を対象として、居住と生活に関連した情報提供を目的とする。地域の人々と地域を越えた人々の親睦を図るためのイベントや公演・文化芸能活動を企画・実行し、地域の健全な再生と発展の支援を目的とする。さらに本活動内容を全世界へ向け、積極的に公開・伝達することで様々な交流事業を行い、国際理解と世界平和・地域共生に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピープルズ・ホープ・ジャパン

三 代表者の氏名

小田 晋吾

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市中町二丁目九番三十二号

五 定款に記載された目的

この法人は世界各国の人々に対して、健康及び医療環境の改善と向上に関する事業を行い、国際協力に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会

三 代表者の氏名

宇都宮 徳一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町一丁目四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、公益社団法人日本中国友好協会に加盟し、日中共同声明と日中平和友好条約の掲げる精神及び原則並びに東京都・北京市友好都市提携の趣旨に基づき、首都東京において思想・信条・政党政派のいかにかわからず、日中両国民の相互理解と友好を増進し、日中両国及びアジアと世界の平和確立に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第

<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 佐々木 健太</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キャリアアシスタント</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十八日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、地方公共団体・福祉事務所に於ける生活保護事務の各般支援を通じて、社会福祉への貢献及び行政コスト低減に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区円山町五番四号 フィールA渋谷一〇一</p> <p>三 代表者の氏名 森 浩晴</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人社会支援研究所</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人社会支援研究所</p> <p>三 代表者の氏名 森 浩晴</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区円山町五番四号 フィールA渋谷一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、物理的・精神的貧困により教育格差のある日本子どもたちに対して教育支援を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>二 代表者の氏名 特定非営利活動法人高木仁三郎市民科学基金</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人高木仁三郎市民科学基金</p>	<p>一 名称 NPO法人JKSK女性の活力を社会の活力に</p> <p>二 代表者の氏名 大和田 順子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区赤堤一丁目十一番十五号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年十月十九日から平成三十二年十月十八日まで</p>	<p>東京都品川区北品川一丁目九番七号 トップルーム品川一〇一五</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、物理的・精神的貧困により教育格差のある日本子どもたちに対して教育支援を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年十一月二十六日 東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人チャリティー・アソシエーション</p> <p>二 代表者の氏名 小栗 夏生</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座二丁目十四番五号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年十月三十日から平成三十二年十月二十九日まで</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人日本雲南聯誼協会</p> <p>二 代表者の氏名 初鹿野 惠蘭</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区市谷左内町二十一番十三号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年十月二十六日から平成三十二年十月二十五日まで</p>	<p>河合 弘之</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区本塩町七番地七 新井ビル三階</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年十月二十日から平成三十二年十月十九日まで</p>

特定非営利活動法人ワーク・ライフ・バランスラボ

二 代表者の氏名

中嶋 篤子

三 主たる事務所の所在地

東京都足立区舎人一丁目二十五番九号

四 認定の有効期間

平成二十七年十一月五日から平成三十二年十一月四日
まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001